

鳥取市文化芸術振興に 関する基本方針（案）

ご意見をお寄せください

鳥取市は、市町村合併の基本理念の一つに「地域の個性を大切にすまちづくり」を掲げ、市民のみなさんの自主性と創造性を尊重しながら、地域文化のさらなる発展に向けた文化芸術の振興に取り組みます。

その取り組みの基本となる方針を作成するため、新鳥取市の文化団体の代表者などのみなさんで構成される「鳥取市文化芸術推進協議会」を設置し、これまで協議を重ねてきました。

そしてこの度、この豊かなまち鳥取市を目指し、市民のみなさんと連携や協力を図りながら文化芸術の振興を進める「鳥取市文化芸術振興に関する基本方針（案）」をまとめました。

市民のみなさんに、ご意見をお聞きし、基本方針を最終的に作成したいと考えています。

第一章

基本方針策定の目的

この豊かな市民生活の形成に資するため、本市の文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、文化芸術施策を総合的かつ計画的に実施します。

第二章

基本方針の内容

一 市民の文化芸術に対する意識高揚

文化芸術の薫りあふれるまちづくりのため市民の意識高

揚に努めます。

一 市民が自主的に行なう文化芸術活動を尊重し、支援します。

二 文化芸術活動に関する情報の収集、提供を充実します。

三 文化芸術の振興に功績のあった個人や団体を顕彰します。

四 文化芸術の推進について広く市民の意見が反映されるよう努めます。

二 文化芸術の創造、発表、鑑賞機会の充実

すべての市民が等しく優れた文化芸術に親しめるよう、文化芸術活動の充実、発展に努めます。

一 市民が自主的に文化芸術を鑑賞し、参加し、創造する環境整備を図ります。

二 市民が気軽に文化芸術活動を行なえるよう、練習、発表、展示場の確保や、市の文化施設の利用が促進される環境の整備を目指します。

三 民間団体等の文化芸術活動の促進を図るため、助成制度を拡充します。

四 バリアフリーに配慮した施設設備の整備や運営に努めます。

三 地域の伝統や歴史に培われた文化の継承及び活用

文化の発展を理解する上で欠かせない地域の歴史的な文化遺産の保存・活用を図り次の世代につなげてゆきます。

一 文化財保護法及び市文化財保護条例では捉えきれない文化遺産の保存・活用のあり方を総合的に検討します。

二 地域の伝統芸能、伝統行事などの地域遺産の保存、継承、活用に努めます。

三 地元や地元ゆかりの作家が製作した作品の収集、保存、活用に努めます。

四 先人たちの業績を積極的に顕彰します。

五 文化芸術に配慮したまちづくりを推進します。

四 青少年の文化芸術活動の支援

青少年が、豊かな人間性と多様な個性を育むために、古典芸能や地域の伝統芸能を含めた幅広い文化芸術の創造、参加、鑑賞の機会を促進するよう努めます。

一 市の文化施設や学校などで青少年が文化芸術を直接体験できる機会を増やします。

二 年間を通して、青少年の自主的な参加、創造活動を行なえる場や指導者の確保を図ります。

ります。

五 文化芸術を担う人材の発掘と育成

優れた文化芸術を創造する人材の発掘と育成に努めます。

一 創造性豊かな芸術家や優秀な指導者の発掘と育成を図り、その人材や能力を充分活用します。

二 研修に参加する機会を拡充します。

六 文化芸術に係る交流の促進

文化芸術は、人と人が交流することで広まり盛んになってゆきます。様々な文化芸術の交流に努めます。

基本方針に基づき、市民ニーズの高いもの、費用対効果の高いものを中心に、実施計画を策定し、推進していきます。おおむね五年おきに進捗状況を調査し、実施計画の見直しと検討を行います。

ご意見のあて先は、こちらです

提出方法 様式は問いません。住所、氏名を明記のうえ、持参・郵送・ファックス・電子メールのいずれかで

資料配付場所 ▷市役所本庁舎1階総合案内所 ▷市役所本庁舎3階文化芸術推進課 ▷市役所駅南庁舎1階総合窓口
鳥取市ホームページにも掲載しています。（アドレスは表紙下段）

提出期限 12月10日（金）
提出・問い合わせ先 文化芸術推進課
☎（0857）20・3226・FAX（0857）21・1594・eメール bunka@city.tottori.tottori.jp



文化芸術推進課
中村 課長

ご意見お待ち
しています

鹿野ふるさとミュージカル『さくら姫物語』（今年10月17日鹿野中央公民館で上演）